平成２４年（フ）第７４号
北九州市小倉南区富士見１丁目６番７号　Ａ104
債務者　西尾　　清
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９５号
北九州市戸畑区千防３丁目13番８号
債務者　田口由理子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９号
鹿児島県姶良郡湧水町中津川306番地
債務者　吉村　良子（旧姓吉澤）
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
宮城県栗原市一迫狐崎妙円63番地３
債務者　佐藤　　修（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３号
秋田県北秋田市材木町８番４号　メゾネット・ローザン・アンＢ―１、前住所秋田県北秋田市栄字中綱97番地７　サンフラワー３102号
債務者　村上　和也
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１１号
富山県氷見市上泉163番地４
債務者　宮脇　昌枝
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１７号
金沢市北間町イ69番地３、従前の住所石川県加賀市山代温泉桔梗丘１丁目80番地の１
債務者　中野　貴士
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２９号
金沢市専光寺町ツ25番地　グラン・ジュテＡ棟103号、従前の住所金沢市専光寺町ツ57番地５
債務者　宮本　稔勝
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３０号
金沢市専光寺町ツ25番地　グラン・ジュテＡ棟103号、従前の住所金沢市専光寺町ツ57番地５
債務者　宮本　紀栄
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３１号
金沢市大桑１丁目193番地　ＣＵＢＥ11　301号、従前の住所石川県輪島市門前町皆月への18番地１
債務者　岡本　真美
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３７号
金沢市粟崎町３丁目25番地　フォーブル沢野102号室
債務者　神崎　久絵
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１７４７号
京都市山科区大塚元屋敷町43番地の16
債務者　廣畑　　脩
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９９号
京都市伏見区醍醐中山町39番地の２　市営住宅醍醐中山団地14―310
債務者　後藤　貴彦
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
京都市左京区岩倉幡枝町306番地25
債務者　鳥居　道寛
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
京都市下京区七条通河原町西入材木町468番地　スカイハウスボルボ801
債務者　京の味処山政こと　山口　　章
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７５９号
兵庫県尼崎市食満７丁目28番28号　パオコート南台201号
債務者　松野　真之
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６０号
兵庫県尼崎市食満７丁目28番28号　パオコート南台201号
債務者　松野　哲久
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係